○中央選挙管理会告示第三号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十七年中央選挙管理会告示第十二号の政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月二十二日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

異動の届出年月日	異動事項	新	旧
平成二十七年十二月二十四日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	おおさか維新の会	
	代表者の氏名	松井　一郎	橋下　徹

○法務省告示第四十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年八月二日法務省告示第三百七十六号の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十二日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

株式会社ホテルみゆき	ホテル業務
群馬県吾妻郡草津町大字草津四百八十二番地	

○法務省告示第四十六号

平成二十二年法務省告示第五百九十二号（日本司法支援センターが地方公共団体出資に係る不要財産を譲渡したときに法務大臣が算定する金額の算定基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十二日

法務大臣　岩城　光英

第一条中「譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額」を「帳簿価額」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○法務省告示第四十七号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号）第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ及びロの規定に基づき、平成二十六年法務省告示第五百七十八号（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十二日

法務大臣　岩城　光英

別表第二の3中第二号及び第三号を削り、第四号を次のように改め、同号を第二号とする。

四　海底資源研究開発

別表第二の3中第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を削り、第八号を第五号とし、第九号から第十六号までを三号ずつ繰り上げ、第十七号中「次世代ＩＴ基盤構築のための」を「未来社会実現のためのＩＣＴ基盤技術の」に改め、同号を第十四号とし、第十八号を削り、第十九号を第十五号とし、第二十号を第十六号とし、第二十一号中「他分野の連携拠点形成支援」を「諸科学・産業との協働によるイノベーション創出のための研究促進」に改め、同号を第十七号とし、第二十二号を第十八号とし、第二十三号から第二十八号までを四号ずつ繰り上げ、第二十九号を削り、第三十号を第二十五号とし、第三十一号から第三十七号までを五号ずつ繰り上げ、第三十八号を削り、第三十九号を第三十三号とし、第四十号及び第四十一号を削り、第四十二号を第三十四号とし、第四十三号を削り、第四十四号を第三十五号とし、第四十五号から第四十九号までを九号ずつ繰り上げ、第五十号を削り、第五十一号を第四十一号とし、第五十二号を第四十二号とし、第五十三号を削り、第五十四号を第四十三号とし、第五十五号から第五十七号までを削り、第五十八号を第四十四号とし、第五十九号を第四十五号とし、第六十号を第四十六号とし、同表の3に次の七号を加える。

四十七　医療研究開発推進事業費補助金
四十八　海域地震発生帯研究開発
四十九　海洋生命理工学研究開発
五十　海洋鉱物資源広域探査システム開発
五十一　北極域研究推進プロジェクト
五十二　海洋・地球環境変動研究開発
五十三　先端的基盤技術の開発及びその活用

○法務省告示第四十八号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年法務省告示第百二十六号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十二日

法務大臣　岩城　光英

別表第四の3中第二号及び第三号を削り、第四号を次のように改め、同号を第二号とする。

四　海底資源研究開発

別表第四の3中第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を削り、第八号を第五号とし、第九号から第十六号までを三号ずつ繰り上げ、第十七号中「次世代ＩＴ基盤構築のための」を「未来社会実現のためのＩＣＴ基盤技術の」に改め、同号を第十四号とし、第十八号を削り、第十九号を第十五号とし、第二十号を第十六号とし、第二十一号中「他分野の連携拠点形成支援」を「諸科学・産業との協働によるイノベーション創出のための研究促進」に改め、同号を第十七号とし、第二十二号を第十八号とし、第二十三号から第二十八号までを四号ずつ繰り上げ、第二十九号を削り、第三十号を第二十五号とし、第三十一号から第三十七号までを五号ずつ繰り上げ、第三十八号を削り、第三十九号を第三十三号とし、第四十号及び第四十一号を削り、第四十二号を第三十四号とし、第四十三号を削り、第四十四号を第三十五号とし、第四十五号から第四十九号までを九号ずつ繰り上げ、第五十号を削り、第五十一号を第四十一号とし、第五十二号を第四十二号とし、第五十三号を削り、第五十四号を第四十三号とし、第五十五号から第五十七号までを削り、第五十八号を第四十四号とし、第五十九号を第四十五号とし、第六十号を第四十六号とし、同表の3に次の七号を加える。

四十七　医療研究開発推進事業費補助金
四十八　海域地震発生帯研究開発
四十九　海洋生命理工学研究開発
五十　海洋鉱物資源広域探査システム開発
五十一　北極域研究推進プロジェクト
五十二　海洋・地球環境変動研究開発
五十三　先端的基盤技術の開発及びその活用

○法務省告示第四十九号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年法務省告示第百二十七号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十二日

法務大臣　岩城　光英

別表第三の3中第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を削り、第八号を第五号とし、第九号から第十六号までを三号ずつ繰り上げ、第十七号中「次世代ＩＴ基盤構築のための」を「未来社会実現のためのＩＣＴ基盤技術の」に改め、同号を第十四号とし、第十八号を削り、第十九号を第十五号とし、第二十号を第十六号とし、第二十一号中「他分野の連携拠点形成支援」を「諸科学・産業との協働によるイノベーション創出のための研究促進」に改め、同号を第十七号とし、第二十二号を第十八号とし、第二十三号から第二十八号までを四号ずつ繰り上げ、第二十九号を削り、第三十号を第二十五号とし、第三十一号から第三十七号までを五号ずつ繰り上げ、第三十八号を削り、第三十九号を第三十三号とし、第四十号及び第四十一号を削り、第四十二号を第三十四号とし、第四十三号を削り、第四十四号を第三十五号とし、第四十五号から第四十九号までを九号ずつ繰り上げ、第五十号を削り、第五十一号を第四十一号とし、第五十二号を第四十二号とし、第五十三号を削り、第五十四号を第四十三号とし、第五十五号から第五十七号までを削り、第五十八号を第四十四号とし、第五十九号を第四十五号とし、第六十号を第四十六号とし、同表の3に次の七号を加える。

四十七　医療研究開発推進事業費補助金
四十八　海域地震発生帯研究開発
四十九　海洋生命理工学研究開発
五十　海洋鉱物資源広域探査システム開発
五十一　北極域研究推進プロジェクト
五十二　海洋・地球環境変動研究開発
五十三　先端的基盤技術の開発及びその活用